

適正な派遣就業の確保等に関するQ & A

問 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第40条第4項の「利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない」について、具体的にどのような措置を講ずればよいのですか。

答

「配慮」とは、何らかの具体的な措置を講ずることを求めるものです。特段の事情がなく「診療所等の施設であって現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているもの」の利用をもっぱら派遣先の労働者に限っている場合などは、当該取扱いを見直す等の具体的な措置を講ずることが必要であると考えられます。なお、派遣先の労働者と同様の取扱いをすることが困難な場合まで当該取扱いを求めるものではなく、例えば診療所について、定員の関係で派遣先の労働者と同じ時間帯に利用を行わせることが困難であれば別の時間帯に設定する等の措置を行うことにより配慮義務を尽くしたと解されます。

以上